

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という）が令和3年7月26日付け伊建企第935号により行った非公開（不存在）決定（以下「本件決定」という）は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、令和3年7月26日、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下に掲げる行政情報の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

【本件請求】

市道の建造管理に係り、（旧）上野市発足から（昭和16年～）現在に至る迄の間、市と地権者で地役権設定（有償、無償を含み、契約終了、継続）の契約書（写）計5件。関連登記図面資料同数。（道路事業に「係る地役権設定契約」は市から公式に示されたもの）

市長名回答文書に「地役権設定契約」に係り、明記され道路事業の実態の裏付けとなる根拠情報の開示を求める。

市長名文書 令和2年1月10日付 地役権設定契約の成立

令和2年8月21日付 地役権の損害賠償請求

- 2 実施機関は本件請求に対し、「旧上野市設立以降、市道敷地において、有償・無償を問わず、登記事項の地役権設定を含む土地賃貸借契約や土地使用承諾等の権原取得行為を行っていないため、開示請求の書面は存在しない」ことを理由として、令和3年7月26日に本件決定を行い審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、条例第19条第1項に基づき、本件決定を不服として実施機関に対し、令和3年10月22日付けで本件決定の取り消しを求める審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和3年11月25日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の本件決定に対する意見

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

本件請求で開示を求める文書は、以前に市が回答した公文書に記載された内容の根

拠となる文書である。令和2年1月10日付文書に「地役権設定契約の成立」と、また、令和2年8月21日付文書に「地役権の損害賠償請求」と記載されている。これらの回答文書は、市と地権者との地役権設定契約が存在することを前提とし、その上で「賠償請求権が、時効で消滅した」と記載されている。しかしながら、本件決定の非公開（不存在）理由には、「旧上野市設立以降、市道敷地において、有償・無償を問わず、登記事項の地役権設定を含む土地賃貸借契約や土地使用承諾等の権原取得行為を行っていないため、開示請求の書面は存在しない」と記載され、以前の回答文書と整合性を欠いている。そのため、以前の市の回答文書との関係の確認も含め、本件決定の審査を要求する。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

審査請求人の示す文書は、昭和57年の災害復旧工事に関する市の回答文書であり、長期間経過した現在では、当該工事に関する書類等は残っていないため、様々な可能性を勘案し、地役権設定についてもあくまで一例として記載したものである。そのため、市の回答文書と本件決定の非公開（不存在）理由との間に矛盾はなく、また前述のとおり、当該工事に関する書類等が残っていないため、本件決定は適正である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

本審査請求の理由には、令和2年1月10日付文書及び令和2年8月21日付文書（以下「以前の市の回答文書」という）と整合性を欠いており不存在決定が不適切である旨記載されているが、当審査会は公開決定の妥当性について調査・審議する機関であり、以前の市の回答文書との整合性について判断する立場にはない。したがって実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているか否かを確認し、実施機関の主張する公文書不存在の理由に不合理な点がないかを判断した。

2 判断に至る経過

本事案は、文書の不存在を理由として非公開決定を行っている事案であり、請求対象文書の存否が重要となる。そのため、当審査会は実施機関から意見聴取を行った。その結果、以下の2点を聴き取った。

- ①市が市道建設にあたり用地の利用権を取得する手法は、一般的には所有権取得であり、地役権設定は原則として用いない。
- ②市道の建造管理に関する文書は契約類型ごとに簿冊が作成され、所有権取得をすれば簿冊名に「所有権」の文言が含まれる。仮に地役権設定を行えば、簿冊名に「地役権」の文言が入る。

当該2点の確認のため、当審査会が実施機関に、旧上野市発足から現在に至るまでの

答申第1号

「地役権」の文言を含む簿冊の存否の調査を命じたところ、回答は下記のとおりであった。

- ①電子化されている文書リストについては、旧上野市時代も含め検索を行った。その結果「地役権」の文言が含まれたものは5件存在した。
- ②旧上野市時代の電子化されていないものについては、紙の文書リストを全て目視し、その結果「地役権」を含む簿冊は存在しないことを確認した。
- ③文書リストに挙がっていない文書等が存在する可能性を考慮し、市の書庫の簿冊を実際に目視で確認したが、「地役権」を含む簿冊は存在しなかった。

この回答を踏まえ、①の「地役権」の文言が含まれた5件について、当審査会で実施機関のへ聴き取り及び文書内容の確認を行ったところ、全て市が所有者となる土地における市と地役権者間の契約に係るものであり、請求対象である市と地権者間で地役権を設定した内容に該当するものではなかった。

3 本件請求対象文書の存否について

上記の調査結果から、本件請求対象文書が存在しない、とする実施機関の説明に格段不自然・不合理な点があるとは認められない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和3年11月25日	諮問書受理
令和4年1月20日	審議 審査請求人の意見陳述 実施機関からの意見聴取 実施機関への調査依頼
令和4年2月16日	審議 実施機関からの調査回答
令和4年3月29日	審議
令和4年5月9日	答申